第７号様式（第９条関係）
（その１）

収　支　報　告　書

平成　26　年分
（平成　　年　　月　　日開催分）

（ふりがな）
1. 政治団体の名称　ぜいりし　いしだまさとしこうえんかい　税理士による石田真敏後援会

2. 主たる事務所の所在地　和歌山県海南市名高201－5

3. 代表者の氏名　加藤　正彦

4. 会計責任者の氏名　奥田　栄喜

事務担当者の氏名
宮澤　信彦
（電話）　073－483－8815

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☑ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☑ 無	
公職の種類	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	石田真敏
公職の種類	衆議院議員

資金管理団体の指定の期間				
平成	年	月	日から	
平成	年	月	日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間				
平成	26年	1月	1日から	
平成	26年	12月	31日まで	

(その２)

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

	金額（円）
収入総額	461362
(前年からの繰越額)	47340
(本年の収入額)	414022
支出総額	232486
翌年への繰越額	228876

2　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費

金額	54000円
員数	54人

(2)　寄附

ア　寄附（イを除く。）の区分	金額（円）	備考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)		
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	360000	
小計　(ｱ)＋(ｲ)＋(ｳ)	360000	
(寄附のうち寄付のあっせんによるもの)		
イ　政党匿名寄附	0	
合計　(ア＋イ)	360000	

（その６）

(6)　その他の収入

摘　　要	金　　額								備　　考
			十億	百万		千		円	
この頁の小計									
1件10万円未満のもの								2 2	
合　　計								2 2	

（その７）

(7) 寄附の内訳												寄附者の区分	政治団体からの寄附	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所（団体にあたっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
近畿税理士政治連盟			2	0	0	0	0	0	H26.2.18	大阪市中央区谷町1-5-4	大高友紀	
〃			1	0	0	0	0	0	H26.9.19	〃	〃	
日本税理士政治連盟				5	0	0	0	0	H26.2.20	東京都品川区大崎1-11-8	小川令持	
近畿税理士政治連盟和歌山県支部連合会				1	0	0	0	0	H26.6.分	和歌山市湊通丁北1丁目1-3	森村 透	
この頁の小計			3	6	0	0	0	0				
その他の寄附								0				
合計			3	6	0	0	0	0				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額												備考
			十億			百万			千			円	
1 経常経費													
(1) 人件費													
(2) 光熱水費													
(3) 備品・消耗品費													
(4) 事務所費													
小計												0	
2 政治活動費													
(1) 組織活動費													
(2) 選挙関係費													
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費								1	8	0	6	7	0
ア 機関紙誌の発行事業費													0
イ 宣伝事業費													0
ウ 政治資金パーティー開催事業費													0
エ その他の事業費								1	8	0	6	7	0
(4) 調査研究費													0
(5) 寄附・交付金									3	0	0	0	0
(6) その他の経費									2	1	8	1	6
小計								2	3	2	4	8	6
合計								2	3	2	4	8	6

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 その他の事業費 (組織活動費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
役員会 食事代	13,000円	H26.6.3	うたげ	海南市 日方 1274-76	
定期大会 会場代	19,650円	H26.6.25	海南商工会議所	海南市 日方 1294-18	
定期大会 食事代	141,730円	H26.7.2	ジョイフル銀鈴有限会社	海南市 日方 1294	
この頁の小計	174,380				
その他の支出	6,290				
合計	180,670				

(その15)

（3） 政治活動費の内訳										項目別区分 寄 附・交付金 （ 寄附金 ）		
支出の目的	金額 十億	百万	千	円						年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
寄附金			3	0	0	0	0			H26.12.3	自由民主党 和歌山県第二選挙区支部	海南市日方1242-16 柳川ビル103	
この頁の小計			3	0	0	0	0						
その他の支出							0						
合計			3	0	0	0	0						

(その15)

（3） 政治活動費の内訳											項目別区分 その他の経費（ その他の名義 ）			
支出の目的	金額 十億	百万	千			円					年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
政治資金 監査料			2	1	6	0	0				H26.5.2	小西里枝税理士事務所	和歌山市十一番丁51番地	
この頁の小計			2	1	6	0	0							
その他の支出						2	1	6						
合計			2	1	8	1	6							

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

① 領収書等の写し
② 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 27 年 5 月 19 日

政治団体の名称　税理士による石田真敏後援会

会計責任者の氏名　奥田崇喜　印

（代表者の氏名　　印）

（備考）　1　「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
　　2　解散に伴い提出する場合は、１のほかに代表者の記名押印又は署名も必要です。（解散日の属する年分のみ。）

政治資金監査報告書

平成２７年５月１６日

税理士による石田真敏後援会
代表　加藤 正彦　殿

登録政治資金監査人 小西 里香 印
登　録　番　号第　４４６　号
研修修了年月日　平成２１年1月１６日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、税理士による石田真敏後援会の平成２６年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、税理士による石田真敏後援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書及び領収書等が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

３　業務制限

税理士による石田真敏後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、税理士による石田真敏後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上